※2024 年 11 月 5 日の規約改定後も変更のないご契約内容については、 で色付けしております。その他の内容につきましては、改定後の新規約(2024 年 11 月 5 日改定)をご確認ください。

Water One Clear 重要事項説明書 (2023 年 2 月 15 日制定)

重要事項説明書は「浄水型ウォーターサーバーレンタルサービスご利用規約」を補完し、 契約の概要を明らかにするものです。お客さまご自身で必ずご確認ください。

※記載の金額は全て税込表示です。

※本書に記載の金額は経済情勢の変化、関係法令の変更等、諸事情により改定される場合が ございます。

契約について

- ・ウォーターワン クリアは、ガスワングループの株式会社サイサン(以下「当社」という) が提供する浄水型ウォーターサーバー(以下「サーバー」という)です。当社はお客さま から頂戴した「届出事項」に基づきサーバーの貸与および専用の浄水フィルター(以下「フィルター」という)を提供いたします。
- ・ご契約はサーバー1台に対し1契約となります。
- ・沖縄県および一部離島はサービスが対象外となりますこと、ご了承ください。
- ・届出事項(契約者名・お届け先情報・支払方法等)の変更は当社受付時間(9 時~18 時) 内であればいつでも可能です。
- ・お客さまは、届出事項に関し内容の正確性を期するようにするものとし、変更が生じた場合、遅滞なく当社に変更事項を届け出るものとします。万が一、これらの内容が正確でなかったことにより利用ができないことその他の不利益(当該不備による商品の返品により手数料が発生すること等)については、お客さまが負担をするものとします。

お支払いについて

- ・利用料金および各種手数料は『料金・手数料一覧①~⑫ (以下「表」と表記)』を参照ください。
- ・利用料金のお支払い方法は当社指定のクレジットカード決済となります。なお、当社のガスを契約のお客さまに限り、ガス料金と一緒に銀行口座からの振替えが可能です。 ※デビットカードはご利用なさらないでください。
 - ※クレジットカード情報の返送が無い場合、ご希望のお支払い方法・日時にお届けできない場合がございます。
- ・お客さまは、当社が決済手段ごとに指定する締切日および支払期日に従い、当社が指定す る代金等を支払うものとします。
- ・初回のレンタル料の請求は、サーバーの配送予定日の属する月に行うものとし、以後、1ヶ月ごとにレンタル料の請求を行うものとします。なお、使用日数が1ヶ月に満たない場合であっても、日割計算を行わないものとします。
- ・利用料金のお支払いが確認できなかった場合、サービスの提供はお支払いの完了が確認で きるまで停止させていただきます。また、お支払いが完了されるまでの間、支払督促の連 絡を差し上げます。なお、督促に要する費用はお客さまにご負担いただきます。

・支払期日を経過してお支払いがなされなかった場合、当社は、未払いの利用料金に支払期日の翌日から年利 14.6%を乗じて算定した遅延損害金を加算して請求することができます。更に、支払督促や訴訟等の法的手続きに至った場合、お客さまはその法定費用を加算した額が支払い額となります。

配送について

- ・サーバーおよびフィルター等は当社指定の運送会社によりお届けいたします。
- ・フィルターは初回サーバーお届け月もしくはサーバー交換月を起算月とし、約6ヶ月ごとに当社が任意に指定する日時に配送します。
- ・事前の連絡がなく、不在等で受取りできなかった場合、または受取りを拒否した場合は返品とみなし、お客さまには返品手数料(表-⑤参照)をお支払いいただきます。併せて以降のレンタルサービスを停止させていただくことがあります。
- ・サーバーの機種変更を希望される場合は、お届け予定日の8日前までに連絡ください。8日 に満たない連絡の場合はサーバーの返品手数料 11,000 円 (表-⑤参照) をお支払いいただきます。
- ・法人契約の場合や地域によってはお届け時間帯のご指定ができません。
- ・地域によってはお届け時刻(時間指定)の希望に沿えない場合がございます。
- ・天変地異および交通事情等の他、季節要因による荷物の急増等、宅配会社の状況によって、 サーバーおよびフィルター等のお届けが指定日時より遅れる場合がございます。広範囲に およぶ遅れが生じた場合、生じる可能性を確認したとき、当社はウォーターワン クリアホ ームページに情報を掲示します。

ウォーターサーバー利用上の注意について

- ・サーバーは当社の所有物です。レンタル料 (表-①参照) を頂戴いたします。また、第三者 への譲渡・貸与・転売を禁止します。
- ・サーバーの設置およびフィルターの交換はお客さまが行ってください。
- ・サーバーに同梱されている取扱説明書に従いご使用ください。
- ・水は、水道水を使用ください。また、35°C以上の温水を給水タンクに入れないでください。
- ・サーバー設置後は、空焚き防止のため、給水タンクに水道水を入れてから電源を入れてく ださい。安全のため、アースを接続して使用されることをおすすめします。
- ・水補充ランプが点灯した場合、水を継ぎ足してください。
- ・サーバー設置時およびフィルター交換後は、排水作業が必要です。
- ・当社指定のフィルター以外は使用しないでください。
- ・フィルターは必ず2本同時に交換してください。
- ・定期的にお送りするフィルターは、6ヶ月ごとに交換してください。
- ・温水による火傷の恐れがありますので、お子さまが触れないよう十分注意ください。
- ・サーバーの電源は、常に切らないで使用ください。
- ・給水タンクがサーバーに正常にセットされていない場合は、水漏れの原因となりますので、

注意ください。

- ・サーバーおよび給水タンクは、定期的に清掃してください。
- ・サーバーの故障によりメンテナンスが必要となった場合、お客さまからのお申し出が必要 となりますので、必ず連絡ください。故意または重大な過失による故障の場合は、弁済費 用が発生します。
- ・サーバーはお客さまの希望により交換する事ができます。現在使用中のサーバーの利用期間により手数料(表-⑥参照)が異なります。
- ・サーバー交換をした場合、交換後のサーバー受領日から起算して契約プランに応じ新たな 最低利用期間となります。

消費について

・2 日以上使用しなかった場合、給水タンクの水を入れ替えてください。また、常温水を連続抽出モードで出なくなるまで出し切ってからご使用ください。

解約について

- ・解約を希望される場合、当社事務局までお申し出ください。
- ・本契約を解約される場合、お客さまは解約のお申し出から 1 ヶ月以内にサーバーを当社に返却しなくてはなりません。尚、返却期限を超過しての返却の場合はサーバー返却延滞料 (表-⑦参照)をお支払いいただきます。
- ・サーバーは当社の所有物です。解約時には必ず返却ください。解約のお申し出後、お客さまのご都合によりサーバーおよび付属品を返却いただけない場合、お客さまは、1 台あたり 44,000 円 (表-®参照) を支払わなければなりません。
- ・解約時は契約プランおよび契約年数に応じ解約金(表-⑨参照)をお支払いいただきます。 ※お客さまからのお申し出解約、規約違反による解除を含みます。
- ・起算日前であってもクーリング・オフ適用期間経過後は解約金をお支払いいただきます。

WEB/SNS について

・ウォーターワン公式インスタグラム サーバーの設置イメージやインスタ限定のキャンペーンなど生活に役立つ便利な情報を紹 介しています。



・ポータルワン

お支払金額の確認やお得なキャンペーン情報を配信しております。



浄水型ウォーターサーバーレンタルサービスご利用規約(2023年2月15日制定)

株式会社サイサン(以下「当社」という)は浄水型ウォーターサーバー(以下「サーバー」 という)のレンタルおよび専用の浄水フィルター(以下「フィルター」という)の提供サー ビスを運営しています。

本規約は、当社との間で浄水型ウォーターサーバーレンタルサービス(以下「サービス」という)の利用契約(以下「本契約」という)を締結されたお客さまに適用されます。 本契約に記す「利用料金」および「手数料」の金額は別記「料金・手数料一覧」に明記するものです。

第1条 サービスの申し込み

1.お客さまはサービスの申し込み時に、当社が定めたフォーマットに従い、以下の各項目(以 下総称して「届出事項」という)について、届け出をしていただかなければなりません。

- (1) お客さま(契約者)の氏名・住所・連絡先電話番号・メールアドレス
- (2) 契約プラン
- (3) サーバーの種類
- (4) 初回の配送希望日時
- (5) お支払いいただくクレジットカード情報または金融機関の口座情報
- 2.書面による申し込みの場合

届出事項を書面化したものを「申込書」といい、申込書の作成をもって、お客さまと当社 との間で本契約は締結されたものとします。

3.タブレット端末入力の場合

お客さまは当社または営業代理店の指定するタブレット端末に届出事項を入力することで、本契約の申し込みとすることができます。この場合、当社または営業代理店が、お客さまが入力した届出事項を確認したときに、お客さまと当社との間で本契約は締結されたものとします。

4.インターネット申し込みの場合

お客さまは当社のウォーターワン クリアホームページを検索して、Web サイトにアクセスし、届出事項を入力することで、本契約の申し込みとすることができます。この場合、お客さまが入力した届出事項を当社が確認したときに、お客さまと当社との間で本契約は締結されたものとします。

5.テレマーケティング申し込みの場合

お客さまがテレマーケティングにより、申し込みされる場合、口頭にてお聞かせいただく 届出事項を相互に確認したときに、本契約の申し込みとみなします。申し込みの後、10 日以内を目安に「契約内容確認書」、「利用規約」、「重要事項説明書」等を送付いたします。 お客さまが初回のサーバーを受領した日をもってお客さまと当社との間で本契約は締結 されたものとします。ただし、届出事項の住所に配達してもサーバーを受取られることなく、当社へ返送となった場合においても、返品日をもってお客さまと当社との間で本契約は締結されたものとします。

6.お客さまはサービスの申し込みにあたり、初回事務手数料としてサーバー1 台あたり 3,300 円をお支払いいただくものとします。

第2条届出事項の変更

1. お客さまが届出事項の変更をご希望される場合は、電話または Web サイトへの入力により当社の事務局まで連絡いただきます。氏名、住所、連絡先電話番号等に変更が生じた場合は、事務局まで、遅滞なく変更内容を申し出いただかなくてはなりません。

【事務局】ウォーターワンサービスセンター 電話番号:0570-00-4132

【ホームページ】https://waterone.jp/clear

2.お客さまから前項の申し出がなく、当社からの送付書類等が遅着、不着となった場合であっても、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第 3 条 利用料金のお支払い

- 1.お客さまにはサービスの利用開始日を起算日として、届出事項と利用実績に基づく利用料金 (レンタル料金・各種手数料等)をお支払いいただきます。
- 2.クレジットカード、口座振替等後払いの場合
 - (1) お客さまは、当社が決済手段ごとに指定する締切日および支払期日に従い、当社が指定する代金等を支払うものとします。
 - (2) 初回のレンタル料の請求は、サーバーの配送予定日の属する月に行うものとし、以後、 1 ヶ月ごとにレンタル料の請求を行うものとします。なお、使用日数が 1 ヶ月に満た ない場合であっても、日割計算を行わないものとします。
 - (3) 支払期日を経過してお支払いが確認できなかった場合、当社はサービスを停止のうえ、お支払いの催促をします。利用料金の完済を確認した後、当社はサービスを再開します。
 - (4) 支払期日を経過してお支払いがなされなかった場合、当社は、未払いの請求額に、支 払期日の翌日から年利 14.6%を乗じて算定した遅延損害金を、加算して請求すること ができます。更に、支払督促や訴訟等の法的手続きに至った場合、お客さまはその法 定費用を加算した額が支払い額となります。
- 3.ガス又は電気の供給契約を締結されている場合の一括支払い

お客さまが当社との間でガス又は電気の供給契約を締結されている場合、契約解除時を除き、水、ガスおよび電気の料金は一括してお支払いいただき、お支払い額が合計額に不足する場合には、各料金の額に応じて按分して充当されるものといたします。

第 4 条 配送

1.お客さまの指定どおりにサーバーおよびフィルターを配送するためには、第1条の届出事項を完備する必要があります。届出事項に不備があれば、不備が解消されるまでの間、配送を保留いたします。

2.初回配送

サーバーおよびその付属品を配送します。

サーバー設置は、お客さまが行っていただく作業となります。サーバーに同梱されている取扱説明書に従って設置してください。

3.定期配送

当社は定期的(初回サーバーお届け月もしくはサーバー交換月を起算月とし、約 6 ヶ月 ごとに当社が任意に指定する日時)に、フィルターを配送します。フィルターの交換はお 客さまが行っていただく作業となります。

4.追加配送

- (1) お客さまの希望により、定期配送以外に追加してフィルターを配送することができます。注文は 1 セットごととし、当社事務局まで連絡いただきます。フィルターの配送は注文日の翌日以降となり、配送地域により異なります。また、1 セットにつき 6,050円をお支払いいただくものとします。
- (2) お客さまの希望により、追加で給水タンクを配送することができます。注文は 1 個ごととし、当社事務局まで連絡いただきます。給水タンクの配送は注文日の翌日以降となり、配送地域により異なります。また、1 個につき 5,500 円をお支払いいただくものとします。

第5条 サーバーおよびフィルター等の返品

- 1.お客さまから第 2 条の申し出がなく、当社が届出事項の住所に配達しても受取られることなく、当社に返送となった場合は返品とみなします。
- 2.当社事務局へ事前の連絡なく、当社に返送となった場合は返品とみなします。
- 3.返品となった場合、お客さまには一配送ごとに返品手数料をお支払いいただきます。

第6条 ウォーターサーバー

- 1.サーバーの所有権は当社が有します。お客さまはサーバーを第三者へ譲渡または貸与してはなりません。
- 2.本契約を解約される場合、サーバーの取り扱いは第 9 条第4項の通りとなります。
- 3.お客さまの希望によりサーバーの交換ができます。この場合、以下の交換手数料のお支払 いをもって交換を行います。
 - (1) お客さまが 3 年契約の場合、サービスの利用開始、または直近のサーバー交換から 3 年未満での交換は交換手数料として 35,750 円をお支払いいただきます。3 年以上での交換は交換手数料として 5,500 円をお支払いいただきます。

- (2) お客さまが 5 年契約の場合、サービスの利用開始、または直近のサーバー交換から 5 年未満での 交換は交換手数料として 44,000 円をお支払いいただきます。5 年以上での交換は交換手数料として 5,500 円をお支払いいただきます。
- 4.お客さまの希望により設置サービスまたは回収サービスを利用することができます。これらのサービスは当社指定の業者によりサーバーの設置または回収を行うものです。手数料として、設置 1 台につき 7,700 円、回収 1 台につき 7,700 円をお支払いいただきます。
- 5.サーバー交換をした場合、交換後のサーバー受領日から起算して契約プランに応じ新たな 最低利用期間となります。

第7条 安心プラン

1.サービス内容

安心プラン(以下「本プラン」という)は、以下の各号に定めるサービスから構成されます。

- (1) サーバー補償サービス:サーバーが破損または故障(水が出ない、温度がぬるい、水漏れ等)した場合に、無償にて、当該サーバーの交換を行うサービスです。但し、故意による破損または故障の場合、その他本規約で定める場合は、対象外となります。
- (2) サーバー引越しサービス:住所の変更を伴う引越しをされる場合、無償にて、当該サーバーの交換を行うサービスです。

2.利用契約の申し込み

- (1) 本プランは、本サービスをご利用中のお客さまに限りお申し込みいただけます。
- (2) 本プランのお申し込みは、当社指定の方法で行うものとします。
- (3) 当社は、お客さまが以下の各号のいずれかの事由に該当する場合または該当する恐れがある場合には、お申し込みを承諾しない場合があります。なお、当社は、承諾しない理由をお客さまに説明する義務を負わず、また承諾しなかったことについて何ら責任を負わないものとします。
 - ①届出事項に記入・記載漏れがあった場合。または事実と異なる記入・記載が判明した 場合。
 - ②お客さまが本条に違反する恐れがあると当社が判断した場合。
 - ③当社のサービスの料金等の支払いを現に遅滞し、または過去に遅滞した場合。
 - ④本プランを解約し、または当社より解除されたことがある場合。
 - ⑤その他当社が申し込みを不適当と判断した場合。

3.利用開始日

初回のサーバーのお届けをもって本プランの開始とします。

4.サーバー補償サービス

(1) サーバー補償サービスをご利用いただけるのは、本プランご利用開始日を基準日として、1年につき 1回となります。また、サーバーの破損または故障が、故意によると

考えられる場合、部品(フィルター等)の交換により破損または故障が改善される場合はこのサービスの対象外となります。

- (2) サーバー補償サービスをご希望の際は、ウォーターワンサービスセンターまでご連絡ください。
- (3) お客さまからのご連絡後、補償対象と判断した場合、サーバー交換日のご希望を承ります。
- (4) 万一、返却されたサーバーに破損または故障がなく、サービスの対象外であることに つき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、契約プランおよび 使用年数に応じてサーバー交換手数料をお支払いいただきます。

5.サーバー引越しサービス

- (1) サーバー引越しサービスをご利用いただけるのは、1年につき 1回となります。
- (2) サーバー引越しサービスをご希望の際は、ウォーターワンサービスセンターまでご連絡ください。
- (3) お客さまからのご連絡後、サーバー引越しサービスの対象と判断した場合、サーバー 交換日のご希望を承ります。なお、交換にはご連絡をいただいてから 1 週間程度かか ります。また、年末年始等繁忙期については、それ以上の期間がかかる場合があります。

6.利用料金および支払方法

- (1) 本プランの月額利用料金は、330 円です。
- (2) 月額利用料金は、サービスと同一の支払方法とします。
- (3) 月額利用料金は、サーバーのお届け月から発生します。また、1 ヶ月に満たない期間 について日割精算は行わないものとします。

7.解約

- (1) お客さまが本プランの解約を希望される場合、解約希望日の 1 ヶ月前までに、当社所 定の手続きで届け出るものとします。当社による解約申請の受付が完了した日をもっ て本プランの利用契約は解約となります。
- (2) サービスを解約された場合、本プランも自動的に解約になります。

第8条 遵守事項

- 1.お客さまはサーバーおよびフィルター等の品質確保のため、以下の事項を遵守しなければなりません。
- (1) サーバーおよびフィルターは付属の取扱説明書およびマニュアルに従い善良に取り扱うこと。
- (2) サーバーに他社製品を接続しないこと。
- (3) サーバーおよびフィルターを加工しないこと。
- (4) サーバーの水漏れに備え (差込み不良、誤った使用方法等)、絨毯や床下配線等がある

場所への設 置を避けるとともに、付属の取扱説明書に従い適切に使用すること。

- (5) サーバーおよびフィルターを用いることで適切にろ過できる能力等は、お客さまの使用量その他使用状況等によって異なるものであり、定期的にお送りするフィルターを交換するのみでろ過能力等を適切に発揮し、これを維持することが可能であることまでは保証されておらず、必要に応じて有償でフィルターを追加購入する必要があること。
- (6) その他、当社が指定した禁止行為をしないこと。

第9条 解約

- 1.お客さまが本契約の解約を希望される場合、当社事務局まで申し出いただきます。
- 2.お客さまが本契約の解約をされる際、第 17 条のクーリング・オフ適用期間経過後の解約 は、別記表-⑨に定める解約金をお支払いいただきます。なお、起算日前であってもクーリング・オフ適用期間経過後は解約金をお支払いいただきます。
- 3.サービスの利用期間中に生じた当社に対するお客さまの債務は、解約後 1 ヶ月以内に清算するものとし、万一、支払いが期日を経過した際には第 3 条第 2 項第 3 号に従うものとします。
- 4.お客さまが本契約を解約される場合、解約の申し出から 1 ヶ月以内にサーバーを当社に返却しなくてはなりません。尚、返却期限を超過しての返却の場合は 1 ヶ月あたり 1,100円のサーバー返却延滞料をお支払いいただきます。

第10条 解除

- 1.お客さまが次のいずれかの事由に該当した場合、当社は通知、催告等をせずに本契約を解除することができます。
- (1) 申込書の作成に際し、氏名、住所等お客さまの特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の届出がなされた場合
- (2) 利用料金の支払いに遅延が生じた場合
- (3) お客さまの信用状況が悪化したと判断した場合
- (4) 当社の名誉を棄損し、その他の権利を害した場合
- (5) 他のお客さまに対する迷惑行為がなされた場合
- (6) 本規約上の義務規定や禁止規定に違反し、当社の改善勧告にも拘わらず改善しない場合
- (7) お客さまに当社との信頼関係を著しく害する言動等があり、当社がサービスの提供を 不適当と判断した場合
- (8) 最後のサービス提供から、連絡なく 3 ヶ月を経過してサービスが中断した場合
- (9) 正当な理由なくしてサーバーおよびフィルター等の受け取りを拒否した場合
- (10) 本項各号に準じる事情により、当社がサービスの提供を不適当と判断した場合

2.本条に基づき当社が本契約を解除した場合は、当社はその旨お客さまに通知します。お客 さまは、指定された期日までに、当社に対する債務を清算しなければなりません。

第11条 当社の免責

- 1.当社は以下の事由によりサービスの停止を余儀なくされた場合、その履行責任および損害 賠償責任を免れるものとします。
- (1) 天災、地災等の損害を被ったとき。
- (2) 法令の制定、改廃、行政指導があったとき。
- (3) サービスの運営が困難な重大な事由が生じたとき。
- (4) 第 10 条第 1 項の場合に該当したとき。
- (5) お客さまの故意または過失により、サービスの利用が困難になったとき。
- (6) その他、前各号と同等の事由が生じたとき。
- 2. 前項の事由が解消される見込みのない場合、当社はサービスの提供を停止することができます。
- 3.お客さまが第 8 条の遵守事項に反してサービスを利用したことにより生じた損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。
- 4. 給水された水を原因として生じた損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第12条 損害賠償

- 1.お客さまが、故意過失または第 8 条の遵守事項に反してサービスを利用したことにより、サーバーを破損した場合、当該サーバーの時価相当額分を賠償しなければなりません。
- 2.解約の申し出後にお客さまのご都合によりサーバーおよび付属品を返却いただけない場合、お客さまは、1 台あたり 44,000 円を支払わなければなりません。
- 3.前二項の他、お客さまが当社の資産や事業に損害を与えたときは、お客さまはその損害を 賠償しなければなりません。
- 4.サービスに関して、当社が、その責めに帰すべき事由により、お客さまに対し損害を与えた場合、当社は、お客さまに対し、現実かつ直接生じた損害を賠償するものとし、その上限は、契約プランに応じたサーバーレンタル料の 12 ヶ月分とします。
- 5.前項の損害賠償責任の範囲および額に関する制限は、当社に故意または重過失がある場合には適用しません。

第13条 個人情報の取り扱い

1.当社が第 1 条により取得した届出事項は当社個人情報保護方針に基づき厳重に取扱いいたします。当社個人情報保護方針は以下のホームページをご確認ください。

株式会社サイサン 個人情報保護方針

https://www.saisan.net/summary/privacy.html

- 2.当社は Web ページのアクセス情報を集計する為、Cookie (注 1) や Web ビーコン (注 2) を使用しています。今後、インターネット特有の各種テクノロジーを使用することがあります。
 - 注 1:「Cookie」お客さまに関する情報やサイト利用日時、利用回数などを記録する技術のひとつです。
 - 注 2:「Web ビーコン」Web ページに埋め込まれた情報収集用の画像。お客さまのアクセス動向を収集する為に用いることがあります。

第14条 反社会的勢力の排除および反社会的行為の自粛

- 1.お客さまは本契約の締結時および将来にわたり、次の各号の事項を誓約せねばなりません。
- (1) 自己または自己の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が、下記に掲げる者(以下総称して「反社会的勢力」という)でないこと。
 - ①暴力団、暴力団関係企業、または暴力団関係政治団体。②暴力団員等の暴力団構成員、またはその他暴力団関係者。
 - ③総会屋、社会運動標榜ゴロ、会社ゴロ、または特殊知能暴力集団等。④その他上記 に準ずる者。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結していないこと。
- (3) 自営業または法人の場合、反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用していないこと。
- (5) 反社会的勢力に対して、資金等の提供または便宜の供与等をしていないこと。
- (6) 役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 自己等がまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関する脅迫的な言動、又は暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為。
- 2.当社はお客さまが前項各号の何れかに違反した場合には、何ら催告を要せずして、本契約を解除することができます。

第15条 利用規約および利用料金の変更・承認

- 1.当社は必要に応じ、いつでも本規約を変更できます。
- 2.規約を変更した場合、ウォーターワン クリアホームページに変更の内容を公開するもの とし、公開された後、お客さまが通常通りサービスを利用した時、変更事項を承認したも のとみなします。

3.当社は経済情勢の変化、関係法令の変更等、諸事情により、いつでも利用料金ならびに各種手数料を変更することができます。変更する場合は、あらかじめ合理的な事前告知期間を設け、ウォーターワンクリアホームページに変更の内容を公開するとともにお客さまに対する不利益を緩和するための合理的措置を講じるものとします。お客さまが通常通りサービスを利用した時、変更事項を承認したものとみなします。

第16条 営業代理店

- 1.当社は、営業代理店をして、本契約の締結をすることができます。
- 2.本契約締結時にお客さまが営業代理店に届け出られた事項は、申込書に記載されたもの、Web サイトまたはタブレット端末に入力されたものに限り、届出事項として有効となります。
- 3.届出事項以外でお客さまが営業代理店に申し出られた事項については、当社は一切責任を 負いません。
- 4.お客さまは届出事項の変更、本契約の解約、その他本契約に関する確認、問い合わせ等、 すべて当社事務局に申し出いただかなければなりません。これらの事項につき営業代理 店に申し出られても、すべて無効となります。

第17条 クーリング・オフ

- 1.お客さまが第 1 条とは異なり、訪問販売または電話勧誘販売等で本契約を申し込まれた場合、本書面を受領された日、または本規約に同意された日から 8 日を経過するまでは、書面若しくは電磁的記録(電子メールの発信を含みます。)により無条件で申し込みの撤回を行うことができ、これを「クーリング・オフ」といいます。
- 2.クーリング・オフの効力は書面を発信したとき(郵便消印日付など)又は電磁的記録で発信したとき(電子メールのときはその送信日)から発生し、お客さまには以下の効果が生じます。
 - (1) 申し込みの撤回による損害賠償および違約金の支払義務を免れる。
 - (2) すでに引き渡されたサーバー等の引き取りに要する費用は、当社が負担する。
 - (3) すでにサーバー代金若しくは対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかに その全額の返還を受けることができる。
 - (4) すでにサーバーを利用していた場合、それにより得られた利益に相当する金銭の支払い義務を免れる。
- 3.上記クーリング・オフの行使を妨げる為に当社または営業代理店が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認した場合、または威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、初回の配送日から 8 日を経過するまでは、クーリング・オフすることができます。
- 4.お客さまがクーリング・オフをする場合は、必要事項を記入のうえ、下記の当社アクア事

業部宛にはがき等郵送若しくは電磁的記録(電子メール等)でお送りください。(簡易書留扱いでの郵送が確実です。)電磁的記録(電子メール等)で行う場合、メールアドレス等はウォーターワン クリアホームページ若しくはウォーターワンサービスセンターにお問い合わせください。

(1) 必要事項

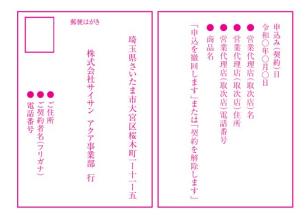
- ①契約者氏名(フリガナを付けてください)②契約者住所 ③契約者連絡先電話番号
- ④契約申込年月日⑤サーバー名・プラン名 ⑥営業代理店の名称 ⑦営業代理店の住所
- ⑧営業代理店の電話番号⑨申込撤回の意思表示(「申込を撤回します」または「契約を解除します」と記入ください)

(2) 郵送先

株式会社サイサン アクア事業部

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-5

※ウォーターワンサービスセンター:0570-00-4132



第18条 裁判管轄

1.万一、当社との間で法的な係争が生じた場合は、さいたま地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることに、予め合意するものとします。

料金・手数料一覧 (2023年2月15日制定)

【サーバーレンタル料】 表-①

商品名	料金
3年契約	3,300円/台/月
5年契約	2,970円/台/月

[※]契約プランを変更する場合、変更を申し出た日より利用期間満了日前の解約は、 解約金をお支払いいただきます。

【フィルター追加購入料】 表-②

フィルター 6,050円/セット

【給水タンク追加購入料】 表-③

給水タンク 5,500円/個

【初回事務手数料】表-4

初回事務手数料 3,300円/台

【返品手数料】表-⑤

サーバー	11,000円/台
フィルター・ 給水タンク	2,200円/回

【サーバー交換手数料】表-⑥

-			
	3年	起算日から 契約3年未満	35,750円/台
	契約	起算日から 契約3年以上	5,500円/台
	5年 契約	起算日から 契約5年未満	44,000円/台
		起算日から 契約5年以上	5,500円/台
			S 200 9 (10 m 10 m) (10 m) (10 m)

※起算日:新規または交換後のサーバー受領日

【サーバー返却延滞料】 表-⑦

サーバー返却延滞料 1,100円/台/月

【サーバー賠償】 表-8

全機種	44,000円/台

【解約金】 表-9

3年	起算日から契約3年未満	35,750円/台
契約	起算日から契約3年以上	0円/台
5年	起算日から契約5年未満	44,000円/台
契約	起算日から契約5年以上	0円/台

【安心プラン】 表-10

330円/台/月

【設置サービス】 表-①

サー	バー設置	7,700円/台

【回収サービス】 表-⑫

サーバー回収	7,700円/台